

# 令和2年11月市議会総務委員会資料

## 第201号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### 目次

条例改正の概要 ..... 1～2ページ

条例の新旧対照表 ..... 3～9ページ

総 務 部

令和2年11月



## 一般職の職員の給与に関する条例等の改正の概要

### 1 改正の趣旨

令和2年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されたことに伴い、本市の一般職の職員等についても同様に改定しようとするもの。

### 2 改正する条例

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市長及び副市長の給与に関する条例
- (3) 教育長の給与等に関する条例
- (4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例
- (5) 長崎市監査委員条例
- (6) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例
- (7) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

### 3 給与改定の内容

- (1) 期末手当の支給割合の改定

#### ア 一般職の職員

区 分		6 月 期			12 月 期			年間合計		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
2年度	改定前	1.300	0.950	2.250	1.300	0.950	2.250	2.600	1.900	4.500
	改定後	1.300	0.950	2.250	1.250 (▲0.050)	0.950	2.200 (▲0.050)	2.550 (▲0.050)	1.900	4.450 (▲0.050)
3年度		1.275 (▲0.025)	0.950	2.225 (▲0.025)	1.275 (+0.025)	0.950	2.225 (+0.025)	2.550	1.900	4.450

〈備考〉会計年度任用職員も同様に改定

#### イ 特定任期付職員

区 分		6月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
2年度	改定前	1.700	1.700	3.400
	改定後	1.700	1.650 (▲0.050)	3.350 (▲0.050)
3年度		1.675 (▲0.025)	1.675 (+0.025)	3.350

#### ウ 市長、副市長

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
2 年度	改定前	1.700	1.700	3.400
	改定後	1.700	1.650 (▲0.050)	3.350 (▲0.050)
3 年度		1.675 (▲0.025)	1.675 (+0.025)	3.350

#### エ 議員

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
2 年度	改定前	1.700	1.700	3.400
	改定後	1.700	1.650 (▲0.050)	3.350 (▲0.050)
3 年度		1.675 (▲0.025)	1.675 (+0.025)	3.350

#### オ 教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
2 年度	改定前	2.225	2.225	4.450
	改定後	2.225	2.175 (▲0.050)	4.400 (▲0.050)
3 年度		2.200 (▲0.025)	2.200 (+0.025)	4.400

#### 4 給与改定に伴う所要額

項目	会 計			
	一 般	特 別	企 業	合 計
所 要 額	▲60,485千円	▲575千円	▲5,374千円	▲66,434千円

#### 5 施行日

- (1) 令和2年度に係る期末手当の支給割合の改定  
公布の日（令和2年12月1日適用）
- (2) 令和3年度に係る期末手当の支給割合の改定  
令和3年4月1日

一般職の職員の給与に関する条例等の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第1条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～7 略</p>	<p style="text-align: center;">【第1条関係】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の130</u>、12月に支給する場合には<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の130</u>、<u>12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第2条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130</u>、<u>12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の130</u>、<u>12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～7 略</p>	<p style="text-align: center;">【第2条関係】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～7 略</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第3条関係】</p> <p>○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第114号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>
<p style="text-align: center;">【第4条関係】</p> <p>○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第114号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>
<p style="text-align: center;">【第5条関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p>	<p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、「<u>100分の165</u>」とあるのは「<u>100分の217.5</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>1</u></p>

現 行	改 正 案
<p>5～7 略</p> <p style="text-align: center;">【第6条関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号) (給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、「<u>100分の165</u>」とあるのは「<u>100分の217.5</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p>00分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p> <p style="text-align: center;">【第6条関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号) (給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第7条関係】</p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号) (期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">【第7条関係】</p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号) (期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
<p style="text-align: center;">【第8条関係】</p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号) (期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支</u></p>	<p style="text-align: center;">【第8条関係】</p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号) (期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.</u></p>

現 行	改 正 案
<p>給する場合には<u>100分の170</u>、12月に支給する場合には<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p><u>5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
【第9条関係】	
<p>○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>6～8 略</p>	<p>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、「<u>100分の165</u>」とあるのは「<u>100分の217.5</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>6～8 略</p>
【第10条関係】	
<p>○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、「<u>100分の165</u>」とあるのは「<u>100分の217.5</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>6～8 略</p>	<p>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「<u>100分の35</u>」とあるのは「<u>100分の20</u>」とする。</p> <p>6～8 略</p>



現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第11条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の222.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の222.5」と、「100分の165」とあるのは「100分の217.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第12条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の222.5」と、「100分の165」とあるのは「100分の217.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の220」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第13条関係】</p> <p>○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成21年長崎市条例第39号)</p> <p style="text-align: center;">(任期の特例)</p> <p>第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条</p>	<p style="text-align: center;">(任期の特例)</p> <p>第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条</p>

現 行	改 正 案
<p>又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。</p> <p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p>	<p>又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。</p> <p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。</u></p> <p>3 略</p>
<p style="text-align: center;">【第14条関係】</p> <p>○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(平成21年長崎市条例第39号)</p> <p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任</p>	<p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任</p>

現 行	改 正 案
<p>期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>